

2022年3月7日  
2021年度図書館基礎講座  
(JLA非正規雇用職員に関する委員会)

## 出版流通と資料選択

田中伸哉（白河市立図書館）

### 0.はじめに

図書館が蔵書を構成し棚を作り上げて行く時に行なう選書について、誰のために行なう作業なのか、司書の立ち位置、姿勢などを、幾つかの観点から共に考えてみたい。

出版流通についての理解を進める。また、実際の図書館が立地している地域の事情（自治体の規模、書店の状況など）、資料要求なども合わせ、選書から発注受入・廃棄など本のライフサイクルをトータルに考え、使うツールやシステム化された業務としての理解を深める。

実際の棚作りの面では、配架に直接関係する背ラベル・請求記号の事にも触れてみたい。

### 0.はじめに

- 毎日新聞の第62回読書世論調査（毎日新聞2008年10月26日付、15面）
- 「読みたい本が廃刊や在庫切れたったときはありますか」…ある36%
- 「図書館で借りる」…16%
- 第57回読書調査毎日新聞2003年10月26日付、15面24%から16%に減少
- 「古本屋（やインターネット）」で入手する：52%
- 33%から上昇
- 「知人に借りる」と「諦める」が減っている。

◎自己紹介  
1957年2月25日東京都墨田区生まれ  
1977年4月 東京都葛飾区役所  
1982年4月～ 東京都葛飾区立の図書館で図書館活動（お花茶屋図書館、水元図書館）  
1992年10月 佐賀県佐賀市教育委員会市立図書館開設室  
(当時、県庁所在地で市立図書館を持たない4自治体の一つが佐賀市でした。) 1996年8月オープン  
1998年4月 宮城県図書館企画協力班  
県内の市町村図書館振興、調整など。図書館員同士顔のわかる関係を作っていました。  
2003年4月 宮城県加美町小野田図書館開設準備  
2004年8月 宮城県利府町で図書館設置と新館の開設準備  
2009年4月 白河市立図書館の新館開設準備  
2011年7月24日 新白河市立図書館オープン  
2012年4月 白河市立図書館 館長  
2017年4月 白河市立図書館長（特定任期付職員として採用）  
…2021年4月より図書館専門司書  
市町村という第一線自治体の図書館で、コミュニティに身近で親しまれる図書館、敷居の低い図書館活動を目指しています。趣味は音楽。家族友人とのテニス。お酒と料理。家族は配偶者と子ども2人猫3匹。今のところ単身赴任。

### 0.はじめに

- 日本の図書館2020によると
- 貸出数は年間約637,626千冊
- 予約103,172千件
- 登録者数53,335千人／127,444千人
- …約4割強
- 毎日新聞読書世論調査62ndでは
- 1年間に図書館を利用した人は人口の28%（ただし16歳以上）

### 0.はじめに

- 「図書館で借りる」…コミュニティが頼れる図書館運営とコレクションづくりが大切であり、図書館間のネットワーク（相互貸借、県域内の協力関係、国会図書館からの借受け）を活かし、蔵書以外からも資料を提供できることを、もっと利用者に知らせる必要がある。
- 図書館同士の協力関係があって、お互いにサポートしあうという仕組みが地域によっては整備状況に差があり、知らない人も多い。予約・リクエストや相談を通じ、絶版の本も頼れる図書館でないと、利用者はリピーターにはならない。

## 1.図書館のコレクション（蔵書）への期待

- ・何が期待されているのか？
- ・図書館は蔵書なしには考えられない存在

### 1-1.カール・セーガンの『コスモス』から見る

カール・エドワード・セーガン  
(Carl Edward Sagan, 1934年11月9日 - 1996年12月20日)は、アメリカの天文学者、作家、SF作家。元コーネル大学教授、同大学惑星研究所所長。NASAにおける惑星探査の指導者。惑星協会の設立に尽力。



### 1-1.カール・セーガンの『コスモス』から見る

- ・地球上の動物は「遺伝子の図書館」と「脳の図書館」とを持っている。
- ・…一万年ぐらいのことだろうか、私たちの脳のなかにたまたま納まっているものよりも、もっと多くのことを私たちは知らなければならなくなつた。…私たちは、ものすごい量の情報を、遺伝子でも脳でもないところに貯えることを学んだ。
- ・…そのような“記憶”的倉庫は、図書館と呼ばれている。

### 1-2.ルイス・マンフォードの『歴史の都市・明日の都市』から見る

ルイス・マンフォード (Lewis Mumford, 1895年10月19日-1990年1月26日) は、アメリカ合衆国の建築評論家、文明批評家。歴史家。ジャーナリスト。大学教授も多く歴任。大英帝国勲章、全米芸術勲章受賞。

### 1-2.ルイス・マンフォードの『歴史の都市・明日の都市』から見る

- ～「ひとりぼっちの図書館は育たない」  
「図書館はひとつの建物ではない」～
- ・例えば、電力にしても、たった一つの大発電所だけでは、電力網全体に見られるような能率、融通性、安全性を持てないだろうし、それ以上の成長も望めない。
- ・…最大の便宜がえられるのは、なにもそこに電力なり図書なりがたくさんつみあげられているからではなく、それらがはっきり分節化され、ひとつの組織にまとめられているからである。したがって個々の利用者は、全組織に有機的つながりのある各地の支局や分館を利用すれば、必要に応じてあちこちの資源なり資料なりに連絡がつけられるわけである。

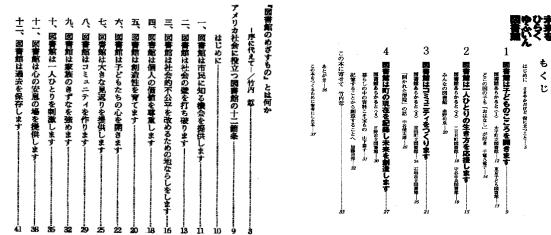
### 1-3.『ユネスコ公共図書館宣言 1994年(抜粋) 公共図書館の使命』から見る

- ・情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。
- ・幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- ・あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
- ・個人の創造的な発展のための機会を提供する。
- ・青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
- ・文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
- ・あらゆる公演芸術の文化的表現に接しするようにする。

### 1-3.『ユネスコ公共図書館宣言1994年(抜粋) 公共図書館の使命』から見る

- ・異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
- ・口述による伝承を援助する。
- ・市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
- ・地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
- ・容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
- ・あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

### 1-4.『図書館のめざすもの』から見る



### 1-5.ランガナタンの『図書館学の五法則』から見る

- ・第一法則 本は利用するためのものである
- ・第二法則 いずれの読者にもすべて、その人の本を
- ・第三法則 いずれの本にもすべて、その読者を
- ・第四法則 図書館利用者の時間を節約せよ
- ・第五法則 図書館は成長する有機体である

### 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法
- ・図書館は、あらゆる人々の自発的な知る営みを支える
- ・→「教養、調査研究」だけでなく、広く「レクリエーション」も含む。間口が広い。（第2条）
- ・（定義）
- ・第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

### 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法
- ・図書館資料は本だけではない。
- ・→レコード（CD）、フィルム（ビデオ）や絵画、美術品も（第3条）
- ・図書館にとって予約・リクエストは大切な顧客情報
- ・→土地の事情及び一般公衆の希望にそい（第3条）
- ・（図書館奉仕）
- ・第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
  - 一 地図資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
  - 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。（略）

### 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法
- ・図書館は地方分権を地でいく存在。
- ・→郷土資料、地方行政資料（第3条）、条例設置（第10条）
- ・（図書館奉仕）
- ・第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
  - 一 地図資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
  - （設置）
  - 第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

## 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布（第7条の2）

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

・第二 公立図書館 — 市町村立図書館 2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

（二）図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るために、図書館資料の分類、配架、目録、索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

## 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布（第7条の2）

・第二 公立図書館 — 市町村立図書館 3 図書館サービス

### （一）貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

## 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布（第7条の2）

・第二 公立図書館 — 市町村立図書館 3 図書館サービス

### （三）地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行、改善及びこれら

に関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

## 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布（第7条の2）

・第二 公立図書館 — 市町村立図書館 3 図書館サービス

### （四）利用者に対応したサービス

ア （児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ （高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ （障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ （乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ （外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外國語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

## 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布（第7条の2）

・第二 公立図書館 二 都道府県立図書館 1 域内の図書館への支援

### 二 都道府県立図書館

#### 1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関するこ

ウ 図書館資料の保存に関するこ

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関するこ

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

## 1-6.図書館法から見る

- ・日本国憲法（第26条）→教育基本法→社会教育法→図書館法

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の公布（第7条の2）

・第二 公立図書館 二 都道府県立図書館 1 域内の図書館への支援

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

### 4 図書館資料

・都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

・6 準用

・第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

### 1-7. 「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会 1954 年採択 1979 年改訂）から見る

- ・第 1 図書館は資料収集の自由を有する
  - ・1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求に こたえなければならない。
  - ・2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
    - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
    - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
    - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
    - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
    - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていうようと、それを図書館および図書館員が支持すること を意味するものではない。

### 1-7. 「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会 1954 年採択 1979 年改訂）から見る

- ・3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。
- ・第 2 図書館は資料提供の自由を有する
  - ・1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。
    - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
    - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
    - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
  - ・2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。（略）

### 1-8. 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会 1980 年 6 月 4 日 総会決議）から見る

- ・（資料に関する責任）
- ・第 4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。
  - ・図書館員は、専門的知識と的確な判断に基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

### 1-8. 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会 1980 年 6 月 4 日 総会決議）から見る

- ・（資料に関する責任）
- ・第 5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。
  - ・資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでにも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、潜在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができる自覚すべきである。

### 1-8. 図書館員の倫理綱領（日本図書館協会 1980 年 6 月 4 日 総会決議）から見る

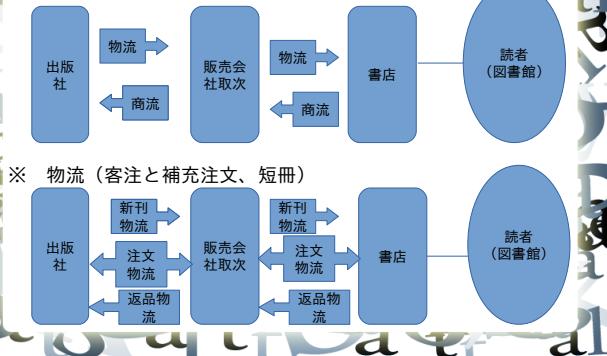
- ・（資料に関する責任）
- ・第 12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。
  - ・出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立つてこれら関連分野との協力につとめるべきである。

## 2. コレクションづくりとは

- 消費する読書で終わらない蔵書作り
- ① 選択—発注—受入れ—配架……利用……評価—（書庫入れ、廃棄、リユース、買い替え）という作業の連続。
  - ② 新刊と既刊の組合せへの目配りによる一冊をセレクトする
  - ③ 人様（コミュニティ）のために選ぶ作業・業務であることの確認
  - ④ コミュニティの要求の土台にたったより良い一冊をセレクトする
  - ⑤ 多様性を実感でき、様々な比較ができる組織された資料群の構成
- え。と。せ。と。ら。

## 2-0. 出版流通

### ① 出版業界三者



※ 物流（客注と補充注文、短冊）

出版社 → 販売会社取次 → 書店 → 読者（図書館）

出版社 → 新刊物流 → 販売会社取次 → 書店 → 読者（図書館）

出版社 → 注文物流 → 販売会社取次 → 書店 → 読者（図書館）

出版社 → 収品物流 → 販売会社取次 → 書店 → 読者（図書館）

## 2-0. 出版流通

### ② 出版流通経路…多様化

読者…個人、団体、企業、学校、図書館など

○取次…書店ルート（大動脈）…出版社→取次→書店→読者（約7割）  
(多様な出版物と出会える場)

○CVSルート（コンビニエンス・ストア・ルート）…出版社→業者→読者

○弘済会（キヨスク）・即売（私鉄売店）ルート

○スタンド・自販機ルート

○生協ルート…出版社→取次→生協・学生協→読者

○教科書ルート…出版社→特約供給所（各県）→取次供給所（各県、書店）→生徒

○直販ルート（増えている？）…出版社→…→…→…→…→読者  
新聞販売ルート・専門店ルート・図書教材ルート・通販ルート・流派家元ルート

## 2-0. 出版流通

### ③ 出版データ

出版科学研究所、日本の出版販売額より  
<https://shuppankagaku.com/statistics/japan/>



## 2-0. 出版流通

### ④ 再販制度と委託制度

#### ○再販価格維持制度

出版社が商品の販売価格を決めて、取次や書店に守らせる定価販売制度。  
出版物が持つ文化的価値と、文化・教養の普及という見地から、独占禁止法の適用を除外され法定再販が認められている。出版三者間で再販契約を締結。

日本書籍出版協会HP

<https://www.jbpa.or.jp/resale/>

#### ○委託制度

出版三者間で契約し、一定期間であれば売れ残った本や雑誌を返品できる制度…書店は多種な出版物を展示・販売できる→読者は自由に幅広く選択できる。

#### ⑤ 委託商品と買切商品

○委託商品

新刊委託品…新刊、重版分、3ヶ月半（105日）

長期委託品…既刊本、季節やテーマ、4ヶ月または6ヶ月

常備寄託品…出版社が書店に預ける形で出荷され、売れたら即補充、1年間

#### ○買切商品

注文品…注文がからむもの

買切品…豪華本、医学書、洋書、特定出版社刊行物、買切り扱い予定期刊行物

買切延勤品…品代の請求日を後日に延期する条件で出荷された本

## 2-0. 出版流通

### ⑥ 注文と出版物のコード化

○日本図書コード

ISBN（国際標準図書番号）コード

ISBNA978-4-8204-1807-8

国別記号  
日本は4

出版社記号  
2~7桁

書名番号  
6~1桁

チェック番号  
コンピュータ用

10の位は大分類（社会科学、産業、文学など）

1の位は中分類（教育、商業、詩歌など）

内容

10の位は大分類（社会科学、産業、文学など）

1

## 2-2.選書の方法

### ① リスト選書（客注）

一定のタイミングで出版された本から選べる  
現物が見られない（出版情報や予備知識の収集が必要）、発注時期を逸す  
ると悲惨  
ネットでの書店取り扱いを組合せる事が出来ると良い?  
たまに正解でないことも…。

### ② 現物（見計らい）選書

現物が見られる。その場で現地装備が行われる場合はスムーズ。  
予算規模などにより絞込みがされる（返品率）…客注と組み合わせる必要  
も  
書店の無い地域では困難

### ③ リスト選書（セット的）

安定した納品。選書?  
似たような書架にならない工夫。資料費の少ない図書館に向くか?

## 2-3.選書のツール

① 取次ぎや図書館専門書店発行の週刊出版情報

② web版日本書籍総目録、books.or.jp

③ 単行本に載っている参考文献（既刊）、書誌

④ 取次ぎなどのネット書店の情報

⑤ 出版社の目録

⑥ 国立国会図書館の近刊情報

[http://iss.ndl.go.jp/information/  
2018/06/28\\_announce\\_jpro/](http://iss.ndl.go.jp/information/2018/06/28_announce_jpro/)

### ⑦ その他

え. と. セ. と. ら.

## 2-4.収集方法

設置自治体や地域の事情により一様ではない。入札などの問題。ITが小さな書店にも力。地元の出版文化をどう考えるか?

① 書店、書店組合

② 図書館専門書店

③ 直販

④ ネット書店

## 2-5.白河市立図書館の場合

① 書店組合、直販

② 選書（補助）ツール

[http://www.slideshare.net/IzuruAtarashi/ss-  
25769002](http://www.slideshare.net/IzuruAtarashi/ss-25769002)

③ OPLマーク（今年度まで）、JAPANマーク、自館入力

## 2-5.白河市立図書館の場合



## 3.コレクションの見せ方…NDCの可能性と限界 主題配架はコレクションの鏡。書架整理の大切さ

① 図書館が書店と違うのは、利用により書架の本が出たり入ったりすること

② NDCを書架分類に使った配架が一般的

③ NDCを開拓したり、別置したり、枠の工夫をするのは書庫の配架とは違った楽しみ（苦しみ）

④ 開架は「あくまで主題にこだわった配架」v s 「シリーズで並べたい誘惑」。

⑤ ラベルの「無駄」を省く工夫。

⑥ メディアミックス（雑誌バックナンバー、視聴覚資料など）

⑦ 面陳

⑧ 書架表示

4. コレクションづくりを考えることは図書館運営の根幹

選書は図書館の根幹を支えるもの。

選書から廃棄までのサイクルは図書館運営を牽引する弾み車。

選書や運営の基準・方針は図書館のベクトルを表すもの。

#### 5. その他

- 中小都市における公共図書館の運営  
(中小レポート)
- 市民の図書館
- 著作権法

ご清聴ありがとうございました